

賞其前誠絶対及対  
 少幸婦人の六時間労働制の確立  
 同一労働に同一賃金を支拂へ  
 スト言論結社出版の自由  
 検束者を卸解釈致し  
 労働者の検束拘留絶対及対  
 交通労働は日本交通の旗の下に  
 交通労働者の革命化万才

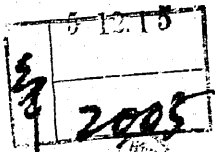
一内山鶴吉の労働者革命論

労社第四五一四号

昭和五年十二月十一日

警視總監

内山鶴吉



内務大臣 安達謙藏 敬  
 送大臣 江木 翼 敬  
 社会局 長 官 敬  
 各 府 縣 知 事 敬

北海道庁 大坂市 山形県 岩手県 青森県 秋田県 山梨県 長野県 新潟県 富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

東京市村三団体労働争議ニ関スル件 (第三十報)

(9)

要旨

1. 東京八都外電線等ヲアジリ支部ニ対シ揚々ニ下行動ニ入ルニ警署等ヲ領布ス
2. 対局中各各態度固合議 團體下四団体出立上各務方法等決マシカスツテ防止手段
3. 十都外各支部ニ對シ勸告ニテ等ヲ領布ス
4. 市電業各八都外電線細御制物ヲ領布ス
5. 東京市電業各八都外電線細御制物ヲ領布ス